

市内の宅地建物取引事業者の皆様へ

協賛事業者登録のための補助金の申請受付を5/17より開始します。

京都市では、「マイホーム借上げ制度」等と連携し、 空き家の活用・流通を促進します



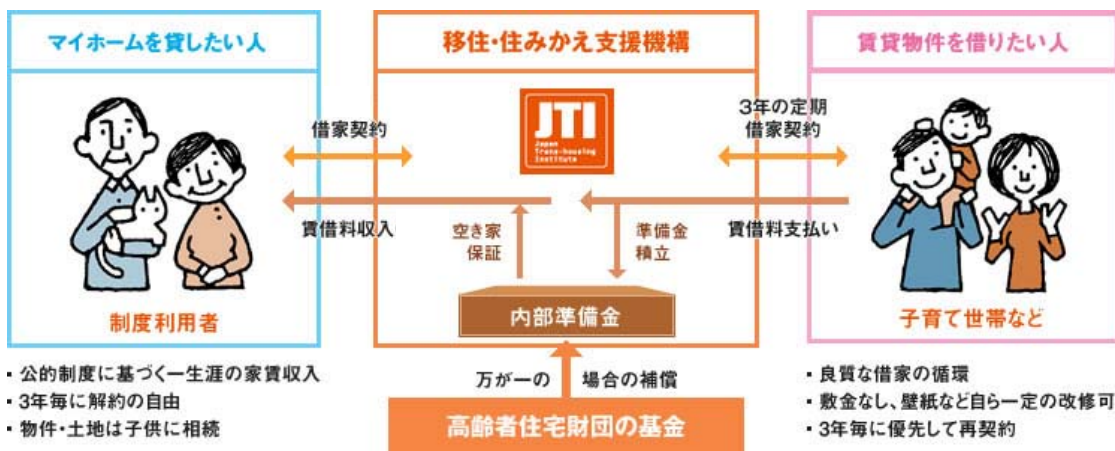
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）は、住みかえの支援や空き家対策を目的に、JTIが住宅を借り上げて転貸する「マイホーム借上げ制度」、
「おまかせ借上げ制度」を実施しています。

京都市では、空き家対策の一環として、この制度を広く普及させ、空き家の発生の予防、空き家の活用・流通を促進するため、制度を取り扱う宅地建物取引業者（協賛事業者）への登録を促進します。

「マイホーム借上げ制度」とは？

詳しくは、

JTIが移住・住み替えを希望しているシニア（50歳以上）のマイホーム（空き家等）を借上げ、それを子育て世代を中心に、賃貸住宅として転貸し運用する制度です。
これにより、所有不動産を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することができます。



京都市では、協賛事業者に登録するための、登録料を補助します

- 補助内容 登録料12万円
(ただし、平成30年3月15日までに京都市内において、マイホーム借上げ制度又はおまかせ借上げ制度を利用した入居契約が締結された実績が1件以上ある場合。実績がない場合は6万円)
- 補助要件
 - ・ 京都市内に事業所（本店・支店・営業所等）のある宅地建物取引業者
 - ・ JTIハウジングライフ（住生活）プランナーの認定を受けた協賛事業者
 - ・ JTI協賛事業者の登録を2年以上継続すること
- 補助件数 10件（平成29年度）（先着順）
- 募集開始 5月17日（水）
- その他 補助金のお支払いは、年度末になります。

協賛事業者とは…？ どんなメリットがあるの…？ 詳しくは裏面をご覧ください。



協賛事業者とは・・・

マイホーム借上げ制度等を取り扱う宅地建物取引事業者のことです。

協賛事業者になるためには、JTI主催の講習を受講し、ハウジングライフ（住生活）プランナーとして認定を受ける必要があります。認定後、協賛事業者として登録します。

★協賛登録料★ 年間12万円

協賛のメリット

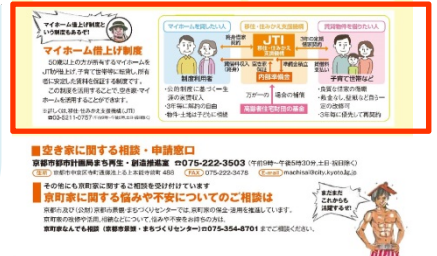
- ・ JTI関連業務の取扱い（自社顧客に加えて、JTIに直接打診のあった顧客の取扱いを依頼）
- ・ 入居者に対する媒介手数料、物件管理委託手数料（転賃賃料の5%）
- ・ 既存顧客に対する移住・住みかえ提案力の強化
- ・ JTIの公的ブランドイメージ（国のバックアップ・安心感）の活用、他社との差別化
- ・ 顧客層の増加 など

京都市との連携

・ 平成29年度も、本市主催の空き家所有者向けマイホーム借上げ制度相談会を開催します。JTI協賛事業者の方には、相談員として御協力をお願いする予定です。

・ 固定資産税納税通知書への空き家啓発チラシ（右図）同封など、様々な機会を通して、「マイホーム借上げ制度」の紹介をしています。

市へ問合せがあった際には、市内のJTI協賛事業者一覧を配布しています。



「おまかせ借上げ制度」という制度もあります。

JTI が所有者に代わって耐震改修工事を行ったうえで、原則10年間にわたってマイホーム（空き家等）を借上げ、賃貸住宅として転貸し運用する制度です。

お問合せ

【制度の詳細、協賛登録に関すること】

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）

電話：03-5211-0772 受付時間：平日8時～17時

【補助金に関すること】

都市計画局まち再生・創造推進室（本庁北庁舎5階）空き家対策担当

電話：075-222-3503 e-mail: machisai@city.kyoto.lg.jp

FAX：075-222-3478



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成29年5月発行
京都市印刷物第294160号
発行：京都市都市計画局
まち再生・創造推進室